

[事案 23-252] 三大疾病保険金支払請求

・平成 24 年 6 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

三大疾病保険金の請求を行ったところ、以前にも悪性新生物に罹患していたことを理由に支払非該当になったことを不服として、和解金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

腎細胞癌に罹患したため、平成 23 年 7 月に腎臓癌の手術を受けたので、三大疾病保険金（平成 19 年 8 月契約）を請求したところ、昭和 51 年 6 月に子宮癌摘出手術を受けていることを理由に支払非該当とされた。契約時に、過去の手術歴のことを募集人に伝えたところ「5 年以上経っていれば問題ない」と言われて契約したものであり、支払非該当には納得いかないので、せめて三大疾病保険金の給付額の半額を和解金として支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人が昭和 51 年に悪性新生物に罹患していたことは明らかであるため、三大疾病保険金の約款に基づく支払要件である「初めて（悪性新生物に）罹患したと医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき」との要件には該当せず、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等もとづき審理した結果、下記のとおり、申立人が悪性新生物に罹患したのは、今回が「初めて」でないことが明らかであるため、約款上の三大疾病保険金の支払事由に該当せず、申立内容を認めることはできないとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件の保険約款では、三大疾病保険金の支払事由を、「被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始<中略>時前を含めて初めて悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき<以下、略>」と規定されている。
- (2) 入院・手術等診断書によれば、申立人は、平成 23 年 8 月に、医師によって、病理組織診断により、「腎細胞癌」と診断確定されたことが認められる。
- (3) しかし、同診断書によれば、「5. 悪性新生物の場合」の項における「今回以前に別の悪性新生物の既往がありますか？」との質問に対して、「はい」にチェックマークが付され、病名として「子宮癌」と記載されている。
- (4) 申立人は、平成 7 年頃に、募集人に対して、過去に子宮摘出手術をうけたことがある旨を告げたところ、「5 年以上経っていれば問題ない」との回答を得たため、申立契約を申し込んだ旨、主張する。しかし、平成 19 年 7 月付の告知書によれば、申立人は、質問事項 7 の「今までに、悪性新生物<中略>と診断されたことがありますか」との質問に対し、「いいえ」に丸印を付している。これは、告知義務の違反と言わざるを得ないが、同時に、申立人が、募集人に対して、過去に子宮摘出手術を受けたことを告げ、これに対

し、募集人が、「5年以上経っていれば問題ない」と回答したとする申立人の主張を強く疑わせるものである。